

The Northern eXpress to 212

NeXT-212 press

74

オンラインプレス「NEXT212」毎週月曜日発行
PM実践講座事務局 / 地域メディア研究所
Fax (011)761-8483 Tel (011)761-6039

vol.74 1.Apr,2002

| | |
|---------------------|--------------------|
| 市町村合併を考える -No23 ... | 総務省「第3指針」のカンどころ |
| 212ふるさと情報 | 町のお金の使い道 |
| 自治体北南 | 水道局が「天下一の水」発売 |
| DATA | 不要物の再資源化「費用負担」がネック |

ユスティティアは「三つ目」の女神？

...「ちょっと変わった裁判官だそうだから」。銀行税訴訟で敗訴した東京都の石原慎太郎知事の弁。確かに変わった裁判官はいる。証人の面白る発言に思わず傍聴席が沸いたとき、「声を出して笑わないで下さい。顔が笑っているのは構いませんが」とたしなめた裁判官がいた。司法記者時代に出くわした場面である。

...しかし、これは「変な裁判官」とは異なる。人間である以上、感情が表情に表れることは抑えきれないが、審理の邪魔になる声は自制できる。笑ったり泣いたりすることのある裁判官だから、「法廷秩序の維持」などとは言わない。現に、裁判は、笑顔の傍聴人の協力で粛々と進行した。

...旧・札幌控訴院（札幌市資料館）には、目隠しをした女神の彫刻が掲げられている。先入観や偏見の排除を意味する目隠しだが、裁くのが神であれば、そんな物は必要だろうか。人が人を裁くからこそ、「公平・無心」の象徴が必要じゃないのか。調べてみたら、中世には「三つ目」の女神さえいて、「目隠し」は近世以降。

...「神の目」があるに越したことはないが、市民の目線と心情に近い視点も、裁く者には必要だろう。少女の非行を理由に援交教師に対する罰を50%OFFにした高速道置き去り事件の裁判官などには、「変」文字を冠さざるを得ない。銀行税の方も「変」とは言い切れないが...。（梶）

市町村合併を考える -23

総務省・新指針のカンどころ

事実上の強制合併？を加速

総務省が去る3月29日に示した「市町村合併の協議の進展を踏まえた今後の取組（第3指針）」は、合併推進の態勢が整ったのを受け、合併特例法の期限である2005年3月31日に向けて、都道府県・市町村の動きを加速させることに重点が置かれているようです。

正念場の1年「スケジュール闘争」へ

2001年3月の第2指針では、合併の「旗振り役」として都道府県の尻を叩くとともに、合併に積極的な市町村に対する財政支援策を打ち出しました。これにより、都道府県には支援本部が相次いで設置され、県独自の推進策も取られるようになってきました。2001年8月には、さまざまな分野にわたる57事業の優先採択・重点投資などを盛り込んだ「支援プラン」、合併推進マニュアルなども整備されています。

今国会では、第2指針の柱とされた住民発議制度強化・住民投票制度導入や税制面の特例措置に関する法案も成立。市町村合併を一気に押し進める態勢が、整いました。この間、「駆け込み」的な一面を見せながらも、合併論議に踏み込む市町村が急増し、35府県94地域、416市町村が都道府県知事により「合併重点支援地域」に指定されています（3月28日現在）。

こうした推進態勢の整備、合併機運の盛り上がり背景に、第3指針は2002年度を「正念場の1年」と位置付けています。つまり、特例措置期限から逆算して、2003年3月までの法定の合併協設置を目指して、各市町村による作業のスケジュール化を促し、立ち遅れている地域に対してはムチを入れる内容といえるでしょう。

合併前の財政支援をアピール

指針の中では、特に合併前の公共施設整備事

業などを対象とした財政支援に力点が置かれています。たとえば市町村が行う単独事業の場合は、地方債充当率90%、事業費補正による元利償還金の算入率50%という好条件を提示しています。



ただし、これらの特例措置は、重点支援地域の指定が前提となります。群馬県万場町・中里村の合併構想では、県の支援本部が設置されていないことを理由に総務省が支援措置に難色を示し、結果的に県の腰を上げさせるなど、「飴とムチ」の使い分けも目に付きます。

市町村・都道府県に対する特例事業の2002年度予算は各1千億円。市町村ではその30%が合併前事業が対象。市町村の2002年度予算を見ると、財政のやり繰りがこれまで以上に厳しさを増しているだけに、実質的な強制合併の色合いがさらに深まっていきそうです。

民意反映、論議の円滑化促す

総務省の第3指針では、合併協議を具体化させ、作業をよりスムーズに進めるため、法定合併協の設置・運営の推進にも踏み込んでいる点が特徴です。

合併に至る道筋は、有権者の50分の1以上の署名に基づく住民発議を経て法定の合併協議会が設置されるケースと、市町村や議会を中心にした任意の合併協議会から法定協議会に発展するケースとに大別されます。

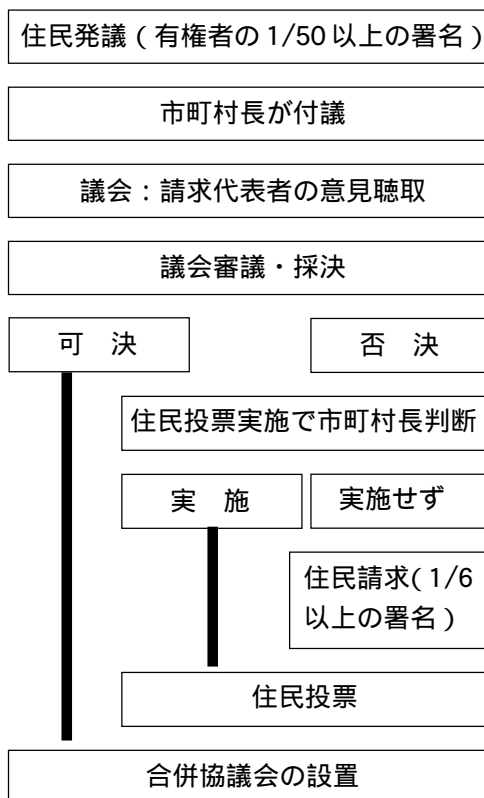
合併協設置に住民投票の道

最近では首長が積極的に合併に動くケースも増えていますが、住民発議に対して首長、議会が壁となるケースも少なくありません。これまで101件の発議があり、うち71件は首長の判断(35件)または議会の否決(33件)により、協議会の設置には至りませんでした(3月14日現在)。中には福岡県志摩町(有権者に占める有効署名の比率59.4%)や長崎県郷ノ浦町(同72.7%)などのように、設置を求める住民の声が大きかったにもかかわらず、「不発」に終わったケースもあります。

地方自治法・合併特例法の一部改正により、議会が合併協設置案を否決しても、首長判断が有権者の6分の1以上の署名があれば住民投票にかけられる道を開きました。住民投票で過半数が賛成すれば、議会の判断にかかわらず合併協を設置できるわけです。また、設置後半年以内の説明責任の明示・公表も義務付けています。

住民投票制度の導入に対しては、全国市町村会や議長会が強く反発した経緯もありましたが、法案成立により、近く施行措置が取られる予定となっています。これにより、住民意思が直接的に合併論議に反映されるケースが増えていくことが予想されます。

合併協設置に至る手順



郵便局活用、電子自治体を推進

一方、指針は、合併のデメリットとして挙げられている住民サービスの低下や、「住民の意見が施策に反映されないのでは」といった批判に対して、次のような具体策を列挙しています。

地域審議会の活用と、旧役場の支所としての利用 郵便局の窓口での住民サービス 電子自治体の推進 小学校区単位の住民参加などによる「わがまちづくり事業」の推進

さらに、合併論議の過程で紛糾の要因となりがちな議員定数・身分の問題については、一定期間の任期継続など特例規定の活用を挙げています。同様に、市町村格差が障害となる上下水道や病院事業の会計対策については、合併特例債の活用を挙げるなど、論議の円滑化に配慮する内容となっています。

恩典・タイムリミットの落とし穴

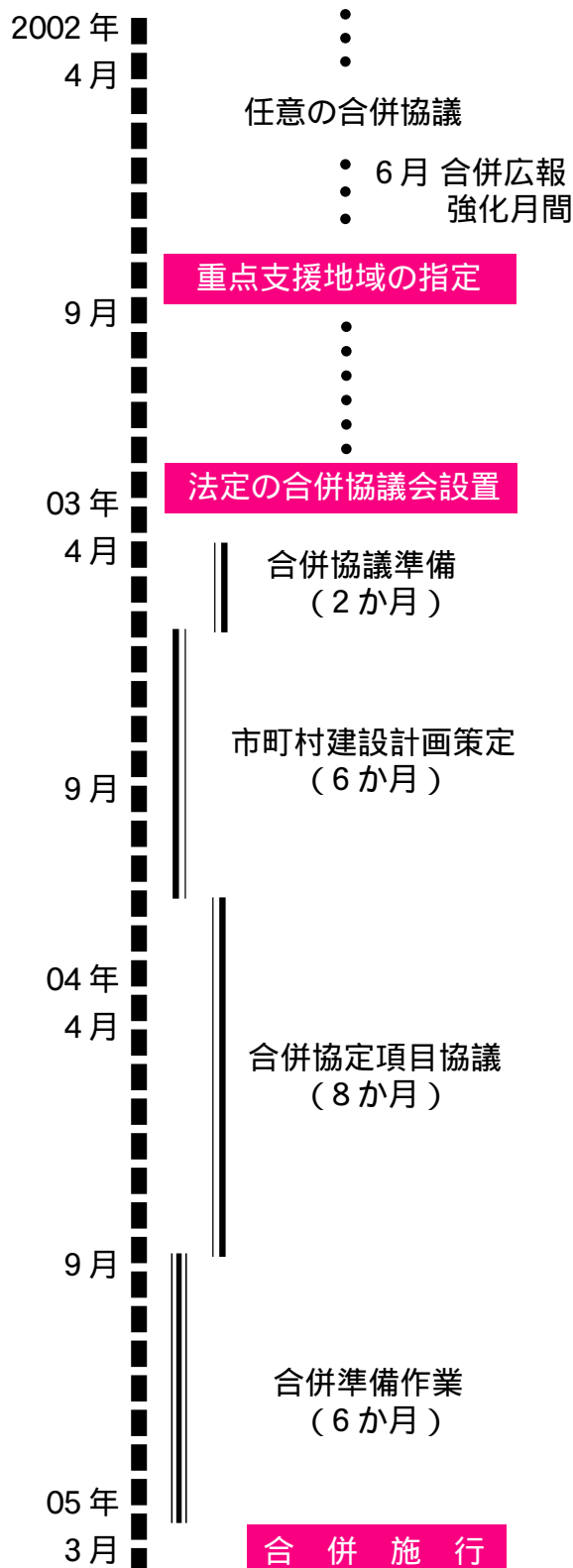
総務省の研究会が2001年8月に作成した法定協議会運営マニュアルでは、協議会設置から合併実現までの所要期間を22か月としています。これに基づいて指針は、合併重点地域の指定を「2002年度中の早い時期」とし、これらの地域では「2003年3月までに速やかに法定の合併協議会を設置」するよう期待しています。

法定協議会設置から合併までは、運営マニュアルに基づく表にあるように進行し、所要時間も2年近くを要するでしょう。2005年3月を期限とする特例措置を受けるためには、確かにこの1年間で「正念場」となります。職員や首長、議員らによる任意の協議会や研究会は、全体の約60%に当たる約2千市町村が設置しており、これらが「合併予備軍」というわけです。

まちづくりの視点、参加の手法を

しかし、議論の熟度となると千差万別なことも確かです。40%近い市町村の中には、ようやく合併についての情報を広報誌などを通じて流し始めた段階のところも少なくありません。逆に協議会が設置されても、協議の内容、経過などの情報が住民に十分、しかも分かりやすく提供されているとは言えないケースも見られます。「どことくっつくか」という議論はあっても、「地域をどうするか」の議論がかすみがちな傾向も見られます。

マニュアルは「法定協設置が先決。その中で合併の是非を論ずべき。市町村建設計画案ができた後、住民に説明の上、協定項目の協議に入るべき」としています。特例の恩典はそれなりに大きく、腹を括った首長のリーダーシップも必要ですが、合併がまちづくりの一つの選択肢と考えると、目先の利益にとらわれない、住民参加による冷静な判断も求められています。



拾い読みHP

212ふるさと情報



3/29 本別町 町のお金の使いみち 「本別のお金の使いみち」とのタイトルで、新年度予算を解説する特集ページがアップされています。事業をソフト事業（サービスや情報、人材育成など）と、ハード事業（建物、道路など）に分けて説明しています。

3/29 松前町 今年の「さくら開花情報」 「What's New」に、今年の「さくら開花情報」ページ開設がアナウンスされています。29日現在の予想では、早咲きの開花が4月18日。全般的に平年より1週間程度早まりそうです。情報は今後、随時更新されるようです。

3/29 佐呂間町 新企画「今日のサロマの様子」 トップページで新企画「今日のサロマの様子」がスタートしています。地域のイベントや風景などの写真を、コメントも添えて住民らに送ってもらい掲載するようです。

3/29 清水町 リニューアルし情報ボックスも リニューアルしたようです。とてもきれいなトップページです。町民課窓口係からの情報や、町民からの情報を合わせて掲載する「窓口VOX」コーナーも開設されています。

3/29 上磯町 ヒグマの春季管理捕獲 ヒグマの春季管理捕獲情報がアップされています。同町でも30、31の両日、実施されるそうで、ハ

ンターが入山して捕獲作業を実施している所には看板が設置されるので立ち入らないよう呼び掛けています。

3/26 芽室町 町長、合併を語る 広報「すまいる」3月号がアップされ、「常山町長、合併を語る」とのタイトルで、2月に同町長、帯広市長らが参加して開かれた市町村合併公開討論会の討論概要が掲載されています。

3/26 鹿追町 CG紙芝居「ヒロシ君の運命」 昨年10月に開催した「第16回しかおい健康まつり」で好評を博したCG紙芝居「ヒロシ君の運命」のWEB版がアップされています。ユニークなキャラクターが登場し、成人病予防の大切さを訴える内容です。

3/26 池田町長 行政評価担当課新設 町長の個人ホームページに、4月1日付けの役場職員人事異動内容がアップされています。行政評価・事業評価システムを行う企画財政課を新設したそうです。

3/26 函館市 市民菜園情報 早くも市民菜園情報がアップされています。菜園借受け申込書のPDFファイルもあります。春ですね。

市民菜園ごあんない
大自然の「めぐみ」を味わいませんか？




野菜の作り方は、指導員がおりますので、ご心配なく！！
平成14年4月20日（土）に募集受付します。
詳細《募集要項、申込書》は、こちらです。
詳しくは、新島産農協問合わせ（57-5521）
市役所農林課（21-3342）へどうぞ

| 菜園名 | 区画 | 利用料金 | 利用期間 |
|-----|-------------------|-----------------|----------|
| 高松 | 100区画 (1区画30?) | 1区画 年 4,500円 | 4月～11月まで |
| 車畑 | 100区画 (1区画30?) | | |

（アクセスは <http://com212.com> からどうぞ）

NEWS



3/28 大宮町
(京都府) 弁護士会
が町づくり条例意見
書を提出

大宮町の依頼に基づき京都弁護士会は、「町まちづくり条例」案の基本理念や方針を意見書にまとめ、町長に提出した。無秩序な市街化や乱開発が進んでいる現状を指摘する一方で、計画区域の指定を受ける場合や、自主条例を制定する場合の開発の規制方法などを挙げている。

3/26 宇都宮市(栃木県) 市庁舎を終日禁煙に

宇都宮市は、4月から本庁舎の空間分煙を庁舎全体に拡大し、各階には執務室とは離して「喫煙室」を設置する。執務室は終日禁煙で、1日3時間の禁煙タイムは廃止する。喫煙室は、各階のトイレ隣の倉庫を利用し、空気清浄機、換気扇などを設置する。

3/26 緑町(兵庫県) 合併に関する住民投票条例案を否決

緑町議会の住民投票条例制定検討特別委員会は、淡路の広域合併問題に関する住民投票条例案を否決した。住民団体から提出された住民投票実施を求める請願も不採択となった。

3/25 丹波町(京都府) スクールバス活用し「町民バス」無料運行

丹波町は、4月から児童の登下校用に運行されているスクールバスの空き時間を利用して

町内を無料で循環運行する。新しいアイデアの「町民バス」は2路線で、それぞれの路線で週に2日ずつ各2往復する。運行は民間のバス会社に委託する。

3/22 豊松村(広島県) 合併前に地域の暮らしや文化をDVDに記録

2004年に周辺3町との合併を予定してる豊松村は、村の歴史や文化、暮らし、自然を後世に伝えるための映像などを記録したをDVDを作成、町民に無料配布することになった。「陽光の里保存事業」として2002年度予算に調査・研究費を計上し、構想の具体化を目指す。特産の松ぼっくり細工名人など住民もできるだけ多く登場させる。

3/20 菖蒲町(埼玉県) タクシー会社などが不法投棄情報を提供

菖蒲町は、町内の郵便局とタクシー会社、新聞販売店合わせて5事業所との間で、ごみの不法投棄の情報提供に関する覚書を締結した。従業員らが、道路や公園などで家電リサイクル法に指定されているテレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機や自動車などの投棄を見つけた場合、町に通報する。

3/18 姫路市(兵庫県) 「合併推進課」に改称

姫路市は、4月1日付で「地方分権推進課」を「合併推進課」と改称し、市町村合併問題について専門的に調査・検討することになった。合併に対する積極的な姿勢を示すのが狙い。

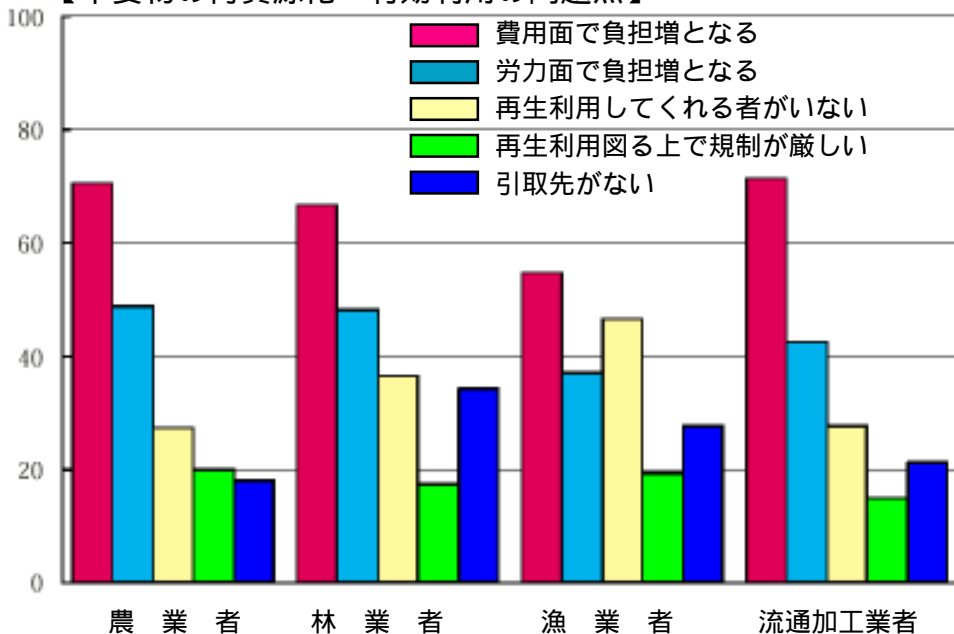
(詳細情報はNEXT編集室へ)

水道局が「天下一の水」発売

延岡市水道局は、市内の水道に使っている五ヶ瀬川の伏流水をペットボトルに詰めた「天下一の水」を4月から販売する。塩素を使わず高温だけで殺菌処理し、厚生労働省の「おいしい水の条件」基準にも合致し、「さわやかさ、まるやかさ」がウリ。500ミリリットル入り1本80円。年間約8千本の製造を目指している。(3/26 宮崎県延岡市)

DATA 不要物の再資源化は「費用負担」がネック

(%)【不要物の再資源化・有効利用の問題点】

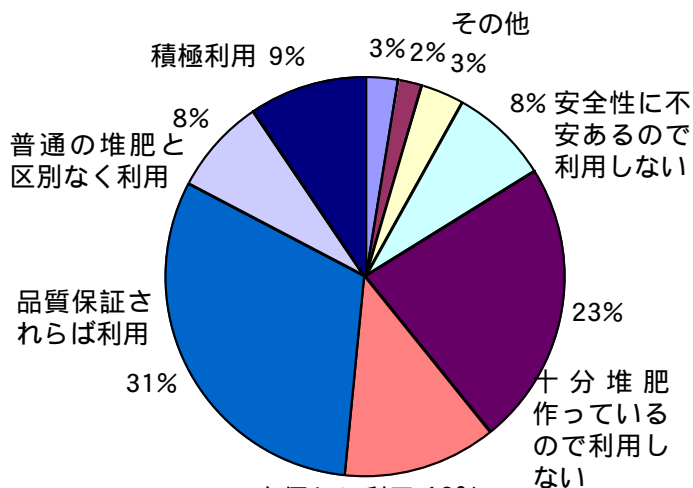


循環型社会を目指す上で、農林水産業の生産活動に伴って発生する不要物・廃棄物の再資源化・有効利用も大きな課題だが、各事業者とも「費用面で負担が増加する」ことを最大の課題に挙げた。第2の問題点は、農業者、林業者、流通加工業者では「労力面での負担が増加する」、漁業者では「再生利用をしてくれる

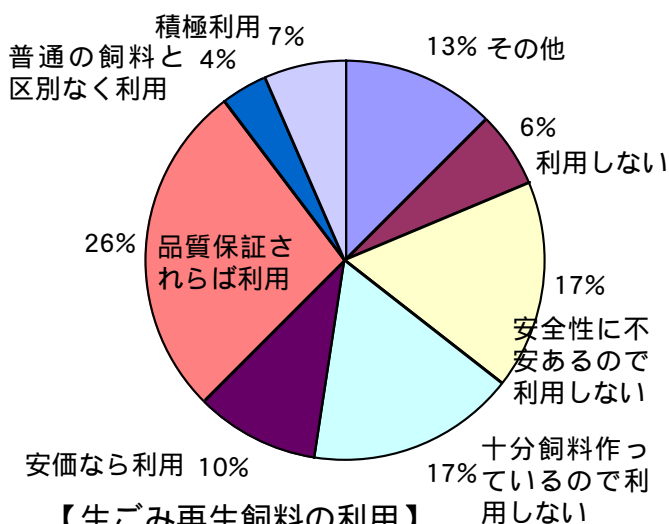
者がいない」ことを挙げた。

それぞれの生産活動における環境問題に対する取り組みとしては、農業者は「たい肥施用等を通じた土づくり」、林業者は「間伐材の有効利用」、漁業者は「海浜清掃など漁場・海岸の環境保全」、食品関係の流通加工業者は「再生利用が可能な容器・包装の利用」、木材関係の流通加工業者では「製材廃材などの木くずを燃料として利用・供給」を第一に挙げた。

生ごみを再資源化堆肥の利用については、60%が積極的な姿勢を見せたの対して、生ごみ再生飼料については47%にとどまった。いずれも、品質保証があることや安価であることを条件とする考えが目立った。(農林水産省・循環型社会に向けた農林水産業の役割に関する意識調査より = 2002年3月)



【生ごみ再資源化堆肥の利用】



【生ごみ再生飼料の利用】



INFORMATION

本誌の継続配信のご希望の場合は、下記へどうぞ。(配信は無料です)

事務局：電話 011 (761) 6039